

農山漁村体験ツアー誘客促進事業Q & A

	Q	A
1	事業の実施期間は？	本事業の実施期間は令和2年8月1日から令和3年3月15日です。 ※但し、体験メニュー毎の補助期間は最長で3か月です。
【事業計画認定申請について】		
2	補助金の申請方法は？	農山漁村体験ツアー誘客促進事業交付要綱様式第1号と必要な添付資料を提出いただくこととなります。提出先は愛媛DMO（（一社）愛媛県観光物産協会）。 添付書類である、様式第1号の別紙(1)の事業計画書に、補助希望の体験メニュー毎に、 ・体験メニュー名 ・補助希望期間（最大3か月） ・1人当たりの利用料金 ・補助期間における売上見込額、利用者見込数 ・補助希望額 を記載いただき、提出いただきます。
3	申請書の提出先は？	（一社）愛媛県観光物産協会（愛媛DMO）です。 住所：〒790-0004 松山市大街道三丁目6番地1 県庁ではありませんので、ご注意ください。
4	申請の期限は？ 期限に遅れたらどうなる？	8月17日（月） 必着です。 期限を遅れた場合は補助を受けられませんのでご注意下さい。
5	期限内に申請しても内容に不備があった場合でも受け付けてくれるのか？	内容により判断します。 軽微な修正で足りる場合は受理しますが、荒唐無稽な内容、明らかに不自然な補助希望等については、受理しません。 期限内の再提出を求めることとなります。
6	実施期間、補助申請額等について希望どおり認定されないことはあるのか。	希望どおり認定できない場合があります。 補助希望者、希望額が多く、事業費を上回る場合等には、一定額を差し引いた形で認定しますのでご理解をお願いします。
7	申請する実施期間は3か月以内であれば自由に設定して良いのか？	3か月以内であれば、任意です。 ※繁忙期に合わせる、又は敢えて繁忙期以外の時期に実施して全体収益の向上を図る等、戦略的な活用をお願いします。
8	1メニュー当たりの補助期間は？	上記の期間内で、体験メニュー毎に、事業計画書（交付要綱様式第1号別紙(1)）に記載された期間を県が認定することとしており、最大3ヶ月としています。
9	補助期間は連続した期間か？	連続した期間とします。 例）8月1日～8月末、11月1日～12月末などの分割は不可です。

10	申請する希望補助額について、特定の事業者が高額を申請した場合も認定するのか。	公平性を損なわないよう、全体調整したうえで配分額を決定します。疑義のある内容（補助希望額が不自然に高い等）については、詳しく実態を確認したうえで査定させていただきます。
11	補助対象者の定義は？	① <u>愛媛型グリーン・ツーリズム体験メニューに登録されていること。</u> ② <u>農林漁業者であること</u> としております。
12	農林漁業者でない場合には利用できないのか。	本事業は、 <u>補助対象を農林漁業者に限定</u> しております。 ※既に登録されているメニューには、農林漁業者以外の方が実施されているものもありますが、本補助事業はあくまでも農林漁業者の経営改善を目的としております。ご理解いただきますようお願いいたします。
13	農林漁業者の判断基準は？	業種別に次のとおりの基準を設けており、事業計画認定申請書（交付要綱様式第1号）に記載いただくこととしています。 農 業：個人-所在市町の農業委員会に登録されている者 （ <u>経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯または耕地面積が10a未満でも1年間の農作物販売金額が15万円以上ある世帯</u> ） 法人-業として農業を営んでいる者 漁 業：漁業協同組合に所属している者（個人・法人） （ <u>漁船を使用して海面又は内水面において漁業を営む世帯。定置網漁業、内水面養殖業、海面養殖業などを営む世帯</u> ） 又は魚介類の養殖を行っており、養殖物を体験メニューに活用している者。（個人・法人） 林 業：山林を10a以上所有し、林業を営んでいる者（個人・法人） 畜産業：家畜を飼育し、畜産業を営んでいる者（個人・法人） ※なお、申請内容に疑義が生じた場合には、県が調査・確認を実施することがあります。
14	農業委員会により登録要件が異なる場合でも、募集要領の内容（10a、15万円以上）を満たす必要があるのか？	各市町の農業委員会が定めている要件を満たしていれば構いません。 ※募集要領の記載内容は一般的な要件として記載しております。
15	農林漁業者のうち、自治会等の任意団体組織や法人は対象となるのか。	対象となります。但し次の要件を満たす必要があります。 <u>任意団体については、代表者が農林漁業者であること。</u> <u>法人については、農林水産業を営んでいること。（定款により確認）</u>
16	複数メニューを同時に実施している場合、1人の利用客に対し、同じ日に複数回割引を実施しても良いか。	メニューの関連性が高いものは1メニュー分のみの割引とします。 例) 一連の体験であるがメニューが複数に分かれている場合 エサ体験、釣り体験等、関連性の高い2つのメニューを同一客が一度に利用する場合は1メニューのみ割引とします。 例) 観光農園がピザ体験も同じ日に実施する場合 両者に関連性がないため、同一客が2つのメニューを同日に利用しても、両方のメニューについて割引します。 ※様々なケースが考えられるため、個別の事案毎に判断します。

17	観光農園（釣堀）を経営しており、入場料ではなく客が摘み取った（釣った）量に応じて料金を徴収している。この場合補助を受けられるのか。	補助を受けるためには、 <u>入場料を設定</u> していただき、その半額（1,000円上限）割引を実施していただく必要があります。
18	既に登録している1メニューの内容を分割して複数メニューとして認定申請しても良いか。	登録されているメニューの内容で申請いただくことになります。分割する場合は、グリーン・ツーリズムの登録内容の変更が必要です。各地方局産業振興課又は支局地域農業育成室にお問い合わせのうえ手続きをして下さい。（連絡先は、募集要領等に記載）
19	いちご狩り等事業実施期間以降もシーズンが続くメニューの扱いは？	事業実施期間内についてのみ補助対象となりますのでご理解下さい。例えば、1月1日～3月15日までの間は認定可能ですが、3月16日以降は通常営業をお願いすることになります。
20	認定を受けた期間内で、客数が見込を上回った場合はどうなるのか？	県の認定において、期間の指定のほか、補助上限金額も指定します。 <u>認定期間内であっても、割引相当額の合計が補助上限額に達した場合には、その時点で割引を終了</u> していただくこととなります。もし、これ以降割引を実施する場合には、補助対象外となるため、体験メニュー提供者の負担となりますので御注意願います。
21	4ヶ月目以降も引き続いてエントリーが可能か？	補助期間は最長3ヶ月となるため不可です。同一人物が引き続いて事業申請する場合は、異なるメニューで新規申請が必要です。
22	追加公募は行うのか？	実施する可能性はありますが、時期等は未定です。
23	募集期間が短いのでは？	本事業は事業効果を高めるため、児童・生徒の多くが夏休みに入る8月1日からのスタートを考えており、8月17日の締め切りとさせていただきます。主旨をご理解いただき、補助をご希望の方は速やかな手続きをお願いいたします。
24	シーズンが秋・冬等のメニューについては、募集期限を遅らせられないか？	全体の補助希望額に応じてメニュー毎の分配を決定するため、同時期に全体を把握する必要があります。ご理解願います。
【愛媛型グリーン・ツーリズムへの登録手続】		
25	愛媛型グリーン・ツーリズムに登録していなければ補助金は受けられないのか。	<u>登録しなければ、補助を受けられません。</u> ※本要件と、農林漁業者であることの2つは、補助を受ける大前提となります。

26	愛媛型グリーン・ツーリズム体験メニューの登録手続きは？	申請手続きについては、県ホームページ https://www.pref.ehime.jp/h35100/1184732_2258.html に掲載 ※「愛媛型グリーン・ツーリズム」で検索下さい。 詳しくは、各地方局産業振興課又は支局地域農業育成室にお問い合わせ下さい。（連絡先は、募集要領等に記載） 流れとしては、上記ホームページに掲載している申請書および別紙様式に必要事項を記載し、上記機関に提出いただくことになります。
27	登録が完了する前に、補助金の認定申請書を提出してもよいか。	登録前の計画認定申請であっても受理は可能です。 但し、 <u>計画認定申請の際には、愛媛型グリーン・ツーリズム体験メニュー登録届出書の写しを添付</u> してください。なお、認定は登録完了後になります。
【割引実施上の対応】		
28	新型コロナウイルス感染症の対策は必要か。	<u>感染症対策は必要です。</u> なお、認定にあたっての必須事項は、消毒液の常時設置、利用客のマスク着用の義務付け、3密回避対策の確保等としており、 交付要綱様式第1号別紙(1)にて実施の有無(チェック)を記入いただきます。 6項目全てにチェックが入らない場合は、補助の対象外となります。
29	変更(中止)認定申請書(交付要綱様式第2号)の提出が必要な場合はどのような場面か？	災害等により、認定期間中の事業実施が困難になった場合の中止やメニュー変更等を想定しております。 利用客数が見込を上回った場合の実施期間の短縮や、見込を下回り補助金の余剰が生じた場合等は変更申請不要であり、実績に応じて「交付申請書兼請求書(交付要綱様式第3号)」及び所定の添付資料を提出頂くことになります。
30	客数が想定を下回り、認定された補助金額に達しない場合何か手続きが必要か？	特別な手続きは必要ありません。 実績に応じて「交付申請書兼請求書(交付要綱様式第3号)」及び所定の添付資料を提出頂くことになります。
31	GoTo キャンペーン利用の有無をどのように確認するのか。	GoTo キャンペーンの全容が明らかとなっておりますが、 ・地域共通クーポン利用客 ⇒対象外 ・ツアー旅行の団体利用客 ⇒確認のうえ国事業を活用していれば対象外 という取扱いをお願いします。
32	市町で独自の割引支援等がある場合に、併用は可能か？	上乘せ助成等の場合認めたいと考えておりますが、支援策の内容に応じて個別に判断します。
【交付申請手続き】		
33	補助期間満了を待たずに途中段階で交付申請は可能か。	可能です。 認定期間が1月以上のメニューについては、事業開始後、途中実績での交付申請を可能とします。但し、途中段階において、1か月(30日)以上の実績が必要です。

34	交付申請は何をどこに提出するのか。	補助金交付申請書兼請求書（交付要綱様式第3号）を愛媛 DMO に提出いただきます。 なお、実績報告書（別紙）と記録表を添付いただきます。
35	交付申請時に添付する記録表は省略できないか？	補助金の交付決定の際の根拠資料として必要な書類となります。 本来、公金による補助制度については、厳格な根拠確認を求めています。今回は極力簡素化に努めておりますのでご理解願います。 ※小中学校に記録表付きの広報チラシを配布しており、事前に記入済みの記録表を持参するお客様も想定されますので、お知りおき下さい。
36	途中段階の交付申請のタイミングは？月末締めか？	月末締め等時期の指定はしません。 1か月以上の要件を満たせばどの時点でも申請可能です。 （例）認定期間が8月5日～11月4日のメニューの場合 8月5日～9月4日までの実績で申請（1月ちょうど） →○ 8月5日～8月21日までの実績で申請（1月未満） →× 8月5日～9月30日までの実績で申請（1月以上） →○
【その他】		
37	記録表等の捏造や、低い割引率での営業などの不正が発覚した場合は？	認定を取り消すとともに、既に支払った補助金があれば返還いただきます。
38	不正の有無について調査するのか？	補助金申請の根拠として提出いただく記録表については、事後に利用者に対し、一部抽出したうえで県や愛媛 DMO が電話やアンケート等での確認を行います。齟齬等があれば、詳しく不正の有無を確認いたします。公金による補助という点をご理解いただき、適正な運営をお願いします。
39	利用者に対する広報は実施するのか？	四国内、中国地方など近県を中心にしたインターネット広告 県内主要施設でのビジョン広告 小中学校向けの告知チラシの配布 等 誘客に向けた PR を実施します。
40	相談事がある場合には、愛媛 DMO、県どちらに問い合わせるべきか？	各種提出物（交付要綱様式第1～3号及び指定の添付資料）に関する ことは、愛媛 DMO にお問い合わせください。 上記以外については、県にお問い合わせください。